

## 就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行い、義務教育の機会均等を確保しようとする制度です。

援助を受けることができる保護者は、次のいずれかに該当する方です。該当する方は、問い合わせ先へ相談してください。

- ・生活保護世帯の方
- ・当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方

- ・町民税などが非課税または減免されている方
- ・国民年金の掛金が減免されている方
- ・国民健康保険税が減免などされている方
- ・児童扶養手当受給者
- ・世帯更正資金の貸付を受けている方
- ・前年の所得が町の基準額以下の方
- ・離職などにより今年の所得見込みが町の基準額以下の方

●問い合わせ 学校教育課 内線 176

## 制度融資

### ■小規模企業等振興資金

#### ●資金使途

事業に必要な運転資金および設備資金を固定・低金利で融資

#### ●対象

町内で事業を営む中小企業者  
(個人、会社、医療法人、企業組合)

### ■経済環境適応資金セーフティネット

#### ●資金使途

不況による業績の悪化、経済環境の急激な変化の中で、経営の安定のために必要な運転資金および設備資金を融資

#### ●対象

町内で事業を営む方で、中小企業信用保険法の規定に基づき、町長の認定を受けた特定中小企業者

### ■共通項目

#### ●その他

県信用保証協会へ支払った信用保証料は、町の補助金の対象です。詳細については、問い合わせ先へお尋ねください。

#### ●問い合わせ

商工振興課(勤労福祉会館内)

☎ 83-6118

#### ■県信用保証協会とは…

中小企業の方が金融機関から事業に必要な融資を受けるとき、その保証人となってサポートする公的機関です。多様な資金ニーズに応えるため、さまざまな保証制度を用意しています。

#### ●問い合わせ 県信用保証協会 総合相談室

☎ 0120-454-754

🌐 <http://www.cgc-aichi.or.jp/>

## 東日本大震災義援金のお礼とご報告

東日本大震災義援金へ皆さまから多くのご支援をお寄せいただき、ありがとうございます。皆さまからお寄せいただいた義援金は、岩手県・宮城県・福島県・茨城県の被災者にお届けしています。

この度、義援金募集期間が平成29年3月31日まで延長されましたので、引き続き皆さまのご協力をお願いします。

#### ●義援金額(5年間の累計)

- ・日本赤十字社 3,367億7,784万3,300円  
(平成28年2月19日現在)
- ・愛知県 34億1,685万9,204円  
(平成28年2月29日現在)

- ・東浦町 1,405万5,141円  
(平成28年3月1日現在)

#### ●義援金箱設置場所 ※開館時間中受付

役場1階ロビー、行政サービスコーナー、文化センター、中央図書館

※受領書の発行を希望する方は問い合わせ先へ  
※郵便振替で直接送金可

☐座番号 00140-8-507

☐座名義 日本赤十字社東日本大震災義援金

#### ●問い合わせ

日本赤十字社東浦町分区(福祉課内)  
内線 126